



平成30年9月定例会

## 下水道整備事業の審議から



今回の臨時号による「下水道整備事業の審議状況」のお知らせは「かみみね議会だより」第187号に掲載するべく予定していましたが諸々の事情で、できませんでした。  
しかし議場であったことはこれまでのように、ありのまま町民の皆さんにきちんと伝えるべきとの判断のもと、今回臨時号としてお知らせするものです。

**議員** 現在、町内あちこちで造成工事がされているが、町の下水道整備は農業集落排水事業で整備されており、下水道本管が通っていない新たな地域が造成された時の下水道本管整備等は町がするものか、開発業者がするものか。

**課長** 新たに開発された時に本管がない時は分担金20万円で新規加入後、開発者のほうで本管工事や公共まの設置工事をしてもらうようにしている。事業がない場合は、原因者の設置と認識している。

※上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

(排水設備の接続等)

第5条 汚水を施設に流入させるために排水設備の新設、改設、修理又は撤去(以下「新設等」という。)をしようとする者は、次に定めるところによりこれを行わなければならない。

(中略)

(2)前号の工事等に要する費用は、新設等をしようとする者が負担する。ただし、町長がその費用を町において負担することが適当であると認められたものについては、この限りでない。

議員

井手口地区で(南に約1万7000㎡)大変広い面積の造成工事がされているが、関係者から町で下水道本管工事をしてほしいと要求されたと聞くがどうか。

町長

下水道の支管の引き込みを(10月までに)町で行ってくれとの要請だった。下水道本管整備は100%終了しており、原因者負担で住宅や企業の下水道の引き込みは基本的に自己負担で行ってもらうもの。特定のものにだけ負担を肩代わりすること



応対した応接室

などあり得ない話だし、施工しなければならぬ特段の理由もない以上できないと回答している。

議員

その通りだと思うが、何人の方が入れかわり立ちかわり町でしてほしいと強く要求されたと聞くがどういう状況だったのか。

町長

## 支管を本管と装う方法を指示

吉富議員と大川前町長が来られた。先客がいたけれど、応接室に入ってこられて面会を強要された。下水道本管の引き込みを町で負担するようにとの主旨だった。事業者が以前来ていたのでお断りした旨伝えしたが、東側までの引き込みに約3000万円かかるとのことだった。その後も吉富議員、大川前町長が求めた3000万円の工事をどうして肩代わりすることに

なるのか全く分からず、首長経験者としての理屈を尋ねてみることにした。「あなたの指摘する事業だけ町が負担することができる」とする根拠をお尋ねした。すると彼は、支管の工事を本管工事とみなせば、後は町長判断だけという方法を述べ続けられ、「議会が了承するならよかろうもん」とか、ふるさと納税とか、関係ないことを立て続けに繰り返し述べるのであきれ物

が言えなかった。そこで勇気を出して支管を本管と都合よくみなすのは、

察を呼びますよ、

ということを出て

## 問題発言多し

正当な権利行使を装った違法な手段であり、行政長の経験者が言うべきことじゃない、と大きな声でしっかりと反論した。そもそも議会が了解するなら良いとする考え方が間違いだと思う。(法令に違反しても) 議会が合意すればよいなんて法令無視じゃないかと。だから財政難になったのではないかと感じました。先客がいたところに突然無理難題を言われたので、大変遺憾に思い警

察を呼びますよ、ということを出て

いってもらった。

上しつかり正してもらいたいと議会全体に対し思っている。町においてはこのように要求がこれまで数々されてきたと思うが、事業者からの要望は要望として受け止めるが、脅迫あるいはおどしともとれる言い方で3000万円もの公金が動くような雰囲気を変えたいと私は思う。よって、議員と接する時は2人以上でメモを取り行政組織として把握する、そういうルールづくりも必要ではないかと思う。今後も公正な行政がゆがめられないように真

摺に事案に向き合いながら取り組んでいくことをお約束する。

3000万円の大金を根拠もなく出しなさいと要求があった後に、そのほかにもいろんな要求があったものかどうか。

**議員** 今、聞かせてもらいたい本当にびっくりしている。

## 同和団体幹部も来町された

**町長** 確認を取っているので公表するが、同和団体の幹部の方々も来られた。「上峰町が事業者を困らせているから何とかしてほしい」といった内容で来たのとだった。たまたま私がその方をよく知っていたので、「正当な権利行使を

装った違法な手段で社会的相当性を逸脱し、金品あるいは工事計画の変更、不当な補償等を要求する行為」は行政の公正な職務遂行を妨げることが明白である。不当要求行為をむしろ上峰町が受けている状況を理解してもらった。特定の者



に対して特に有利な取り扱いを求めた行為と聞いてなかつたと言つてもいい、私がこうして発言することも許可をもらつてい

る。議会の政治倫理条例上、今後二度とこういうことが起きないように、不当要求行為がないように議会に求めたいと思う。

たわけでもない。そして二人一緒に行ったことはなく、一人で行つた。それははっきりとつけ添えてもらいたい。今、大川議員から

言われるこの文章化も出て、議長に出されているので、早く表に出してほしいという話も議長にしている。

## 議会議員政治倫理条例に基づいて対応すべき

**議員** 議会は議会政治倫理条例を制定しており、きちんと対応していかなくてはいけないので議長が中心となって取りまとめをお願いしたい。

**議員** 確かに町長に相談に行った。

**議長** 了解しました。

こういう企業が来るので町で整備できないかと相談を受け、町長に会いに行った。しかし町長の判断は、町が誘致していけないのでできないと断られた。私は無理やり町長にああしろ、こうしろと言つた覚えはなく大川前町長から頼まれ

## 全く、事実と違う

**町長** 全く事実と違う。先ほども言つたように大川前町長から頼まれて来た。自分の息子から頼まれて来たわけではない、とはつきり言われているので、事実をねじ曲げて伝えないでほしい。

**議員** 町が企業誘致しているなら町で整備するが町が企業誘致してないのでできないと町長が判断されたので、その後は何も言っていない。

※上峰町議会議員政治倫理条例

(政治倫理基準)

第3条 議員は、

町民の信頼に値する倫理性を自覚し、自ら進んでその高潔性を実証するとともに常に町民全体の利益を擁護し、公共の利益を損なうことがあつてはならない。また、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(中略)

(4)町が行う許可、認可若しくは処分又は行政指導に関し、特定の者に対して有利又は不利となるような働きかけをしない。